

第13 危険負担

1 危険負担に関する規定の削除（変更）

民法第534条及び第535条を削除するものとする。

（改正前民法534条）

- 1 特定物に関する物権の設定又は移転を双務契約の目的とした場合において、その物が債務者の責めに帰することができない事由によって滅失し、又は損傷したときは、その滅失又は損傷は、債権者の負担に帰する。
- 2 不特定物に関する契約については、第401条第2項の規定によりその物が確定した時から、前項の規定を適用する。

（改正前民法535条）

- 1 前条の規定は、停止条件付双務契約の目的物が条件の成否が未定である間に滅失した場合には、適用しない。
- 2 停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰することができない事由によって損傷したときは、その損傷は、債権者の負担に帰する。
- 3 停止条件付双務契約の目的物が債務者の責めに帰すべき事由によって損傷した場合において、条件が成就したときは、債権者は、その選択に従い、契約の履行の請求又は解除権の行使をすることができる。この場合においては、損害賠償の請求を妨げない。

改正前民法534条及び改正前民法535条の廃止により、危険負担における債権者主義の規定は、契約各則にそれぞれ規定されることとなったものである。

2 反対給付の履行拒絶権（変更）

民法第536条

1 当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができない。この場合において、債務者は、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

（改正前民法536条）

- 1 前2条に規定する場合を除き、当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を有しない。
- 2 債権者の責めに帰すべき事由によって債務を履行することができなくなったときは、債務者は、反対給付を受ける権利を失わない。この場合において、自己の債務を免れたことによって利益を得たときは、これを債権者に償還しなければならない。

今回の改正では、解除一元論への根強い反対に考慮して、反対債務は当然に消滅するものとせず、そのまま存続するものとしつつも、債権者は債務者に対して反対債務の履行を拒絶することができることとした（履行拒絶権構成）。

あくまで債権者は債務者に対して反対債務の履行を拒絶できることに過ぎないものであるため、反対債務自体は存続することになる。そこで、債権者が確定的に反対債務の履行を免れるためには、契約を解除する他はない。